

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【公開番号】特開2003-15538(P2003-15538A)
 【公開日】平成15年1月17日(2003.1.17)
 【出願番号】特願2001-198925(P2001-198925)
 【国際特許分類】

G 0 9 F 9/00 (2006.01)
 G 0 2 F 1/13 (2006.01)
 G 0 2 F 1/1339 (2006.01)
 G 0 9 F 9/30 (2006.01)
 H 0 5 B 33/04 (2006.01)
 H 0 5 B 33/10 (2006.01)
 H 0 1 L 51/50 (2006.01)

【 F I 】

G 0 9 F 9/00 3 4 3 Z
 G 0 2 F 1/13 1 0 1
 G 0 2 F 1/1339 5 0 5
 G 0 9 F 9/30 3 0 9
 H 0 5 B 33/04
 H 0 5 B 33/10
 H 0 5 B 33/14 A

【手続補正書】
 【提出日】平成20年6月19日(2008.6.19)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】特許請求の範囲
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】表示領域に表示用素子が形成された表示基板の素子面と該素子面に対向して配置した封止部材とを前記表示領域を囲繞する態様で塗布した接着剤を介して貼り合わせたのち、この貼り合わせ面に圧力を加えるとともに前記接着剤を硬化させる表示用パネルの製造方法であって、

前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に印加する圧力をそれら封止部材と表示基板とのギャップが目標値に到達するまで段階的に変化させ、

前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に印加する圧力の段階的な変化は、印加する圧力を連続的に変化せしめる圧力変更期間と、この増大した圧力を一定に保持する圧力保持期間とを含む

ことを特徴とする表示用パネルの製造方法。

【請求項2】前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に印加する圧力の段階的な変化は、前記圧力変更期間と前記圧力保持期間との複数回の繰り返しとして行われる

ことを特徴とする請求項1記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項3】前記各圧力保持期間は、相互に独立に設定される

ことを特徴とする請求項2記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項4】前記圧力変更期間での圧力変化量が、それら各圧力変更期間ごとに独立に設定される

ことを特徴とする請求項2または3記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 5】前記各圧力変更期間での圧力変化量のうち、最後の圧力変更期間での圧力変化量を他の圧力変更期間での圧力変化量よりも小さくする

ことを特徴とする請求項 4 記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 6】前記圧力変更期間の少なくとも一期間において、その圧力変化速度が可変とされることを特徴とする請求項 2 ~ 5 のいずれかに記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 7】前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に印加する圧力の段階的な変化が、前記圧力変更期間と前記圧力保持期間との各 3 回の繰り返しとして行われる

ことを特徴とする請求項 2 ~ 6 のいずれかに記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 8】前記接着剤が、カチオン重合により硬化する紫外線硬化性エポキシ樹脂であり、同接着剤の硬化を紫外線照射によって行う

ことを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 9】前記接着剤に対する温度制御を併用する

ことを特徴とする請求項 8 記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 10】前記温度制御として、少なくとも前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に対する圧力の印加前に、前記接着剤を所定の温度に加熱する処理を行う

ことを特徴とする請求項 9 記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 11】前記温度制御として、前記接着剤を所定の温度に加熱しつつ、前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に対する圧力の印加を行う

ことを特徴とする請求項 9 記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 12】前記表示基板が、前記表示用素子としてエレクトロルミネッセンス素子を有して形成され、前記所定の温度が、前記エレクトロルミネッセンス素子としての素子特性に影響を及ぼさない温度に設定される

ことを特徴とする請求項 10 または 11 記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 13】前記温度制御として、前記封止部材と表示基板との貼り合わせ面に対する圧力の印加した状態に応じて前記接着剤に付与する温度を可変とする制御を行う

ことを特徴とする請求項 9 記載の表示用パネルの製造方法。

【請求項 14】前記表示基板が、前記表示用素子としてエレクトロルミネッセンス素子を有して形成され、前記可変とされる前記接着剤に付与する温度が、前記エレクトロルミネッセンス素子としての素子特性に影響を及ぼさない温度の範囲で設定される

ことを特徴とする請求項 13 記載の表示用パネルの製造方法。